

総政企第 145 号  
平成 28 年 6 月 30 日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早苗



諮問第90号  
人口推計の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



(別紙)

## 諮 問 理 由

(人口推計の基幹統計としての指定について)

- 1 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、平成28年度前半までに結論を得ることとされており、総務省が作成する人口推計は、新たに基幹統計として整備する統計とされているところである。
- 2 人口推計は、5年ごとに作成される国勢統計(総務省が所管する基幹統計)の間の人口(外国人を含む我が国に常住している全人口)について、その間の自然動態(出生及び死亡)、社会動態(出入国等)及び国籍異動の状況を反映して、各月1日現在及び各年10月1日現在の状態を明らかにすることを目的として作成される加工統計である。
- 3 人口推計は、各種政策の企画立案の基礎データとなる国民経済計算(内閣府が所管する基幹統計)、労働力統計(総務省が所管する基幹統計)、簡易生命表(厚生労働省が所管する基幹統計)等の基幹統計の作成の基礎資料として利用されているほか、国勢統計が作成されない時点における人口に関する最新のデータとして、各種施策の策定の基礎資料として利用されている。
- 4 また、人口推計は、国勢統計が作成されない時点においては、国勢統計に代わるデータとなる役割も担っていることから、地域別や年齢階級別の人口規模の把握に利用されるなど民間研究機関等における各種研究等においても幅広く利用されている。
- 5 さらに、人口推計は、国際連合の「人口統計年鑑」(Demographic Yearbook)の作成のために毎年提供されているほか、国際通貨基金の「特別データ公表基準」(Special Data Dissemination Standards)に対応する項目として我が国の国別データ概要ページに掲載されている。
- 6 このように、人口推計は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号の規定で定める基幹統計として指定するための3要件のうち、①同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記3の点から、②同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記4の点から、③同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記5の点から、いずれの要件にも該当するものと考えられる。
- 7 以上の理由から、人口推計を基幹統計に指定することとしたい。

